

沖縄県個人情報保護審査会答申第 119 号 概要

①件 名	特定日に特定場所で発生したひき逃げ事故に関し私が通報した記録等、及び特定期間中の私と特定署との全てのやり取りに係る保有個人情報部分開示決定等に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 6 年 4 月 10 日（受理：令和 6 年 4 月 10 日）
③実 施 機 関	沖縄県警察本部長（地域部通信指令課・生活安全部人身安全対策課・交通部交通指導課）
④決 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 24 日（沖通指第 902 号・沖人安第 1338 号・沖交指第 2502 号）
⑤決 定 内 容	1 保有個人情報部分開示決定 (1) 沖通指第 902 号（以下「第 1 処分」という。） (2) 沖人安第 1338 号（以下「第 2 処分」という。） 2 保有個人情報不開示決定 沖交指第 2502 号（以下「第 3 処分」という。）
⑥決 定 理 由	1 第 1 処分及び第 2 処分について (1) 法第 78 条第 1 項第 2 号（個人に関する情報）に該当 開示することにより、当該個人上の利益、権利を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして、沖縄県情報公開条例施行規則第 2 条で定める職（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に該当することから不開示とする。 (2) 法第 78 条第 1 項第 7 号（事務事業）に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。 2 第 3 処分について 本件請求に関する公文書の作成及び保有がないため、不存在である。
⑦審査請求年月日	令和 6 年 4 月 25 日（受理：令和 6 年 4 月 25 日）
⑧審査請求の趣旨	下記の理由のとおり納得できないので、第 1 処分乃至第 3 処分の取消し、開示することを求める。 1 第 1 処分及び第 2 処分について 部分開示の決定通知を受けたが、開示部分が誤っており、黒塗り部分も正確なことが記載されていないのではないかと不信感がある。 2 第 3 処分について 特定日に特定場所にて 110 番し、本人確認などで免許証のコピーを求められた。

	当該やりとりについて、対面での事情聴取があり、特定署からの多数の着信履歴があった。
⑨諮問年月日	令和6年10月18日（沖公委（監）第235号）
⑩答申年月日	令和7年10月16日
⑪答申内容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、第1処分、第2処分、第3処分についてはおおむね妥当であるが、別表記載のとおり「審査会判断」欄で「開示すべきである。」とされた箇所については開示すべきである。 ○審査会の判断理由（概要） 1 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）の不開示情報該当性について (1) 文書1「警察通報用電話（110番）受理用紙（令和6年3月27日）」中決裁欄の「受理者」欄については、警部補以下の職員氏名が記載若しくは押印がなされており、当該情報を開示した場合、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第7条第2号ウに掲げる情報に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 (2) 文書1「警察通報用電話（110番）受理用紙（令和6年3月27日）」中「指令状況」欄の右上段部分については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 (3) 文書2「配偶者暴力事案経過票（007）」中「取扱者」欄については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 (4) 文書3「配偶者暴力事案経過票（008）」中「取扱者」欄については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 (5) 文書4「行政報告書（令和6年3月29日付け）」（1枚目）中「4苦情当事者」欄の一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 (6) 文書4「行政報告書（令和6年3月29日付け）」（1枚目）中「5連絡の趣旨」欄の5行目から6行目までの一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とし

た実施機関の判断は妥当である。

- (7) 文書4「行政報告書(令和6年3月29日付け)」(2枚目)中「6連絡状況」欄の1行目の一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (8) 文書4「行政報告書(令和6年3月29日付け)」(2枚目)中「6連絡状況」欄の10行目の一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (9) 文書5「行政報告書(令和6年4月1日付け)」(1枚目)中決裁欄の「係長」欄については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (10) 文書5「行政報告書(令和6年4月1日付け)」(1枚目)中作成者欄の一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (11) 文書5「行政報告書(令和6年4月1日付け)」(1枚目)中「4応対者」欄の一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (12) 文書5「行政報告書(令和6年4月1日付け)」(1枚目及び2枚目)中「5対応内容」欄の一部(下記2-(8)の該当部分を除く。)については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (13) 文書6「電話通信用紙(令和6年4月4日付け)」中決裁欄の「係長」欄については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (14) 文書6「電話通信用紙(令和6年4月4日付け)」中「取扱者」欄の一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (15) 文書6「電話通信用紙(令和6年4月4日付け)」中「電話対応」欄の一部については、上記1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

2 法第78条第1項第7号の不開示情報該当性について

- (1) 文書1「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年3月27日)」中「通報者」欄の右下段部分については、事案に対して迅速かつ的確な初動警察活動に対応するための通信指令業務における事務又は事業に関する情報が記載されており、これらの情報が開示された場合、警察活動に関する事務の適正な遂行に支障があると認められることから、

不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (2) 文書1「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年3月27日)」中「指令状況」欄(上記1-(2)の該当部分を除く。)については、上記2-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (3) 文書1「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年3月27日)」中「処理状況」欄(「現場報告者」欄を除く。)については、上記2-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (4) 文書2「配偶者暴力事案経過票(007)」中下段部分については、DV事案に対して迅速、的確に対応するため、警察の人身安全対策業務に係る事務又は事業に関する情報が記載されているが、開示することにより、直ちに業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない部分も含まれており、当該不開示部分について、審査会は実施機関へ開示を行う余地はないか問い合わせたところ、実施機関から一部開示可能との回答があった。当該部分は法第78条第1項第7号に該当しないことから、開示すべきである。

その余の不開示部分については原処分どおり法第78条第1項第7号に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (5) 文書3「配偶者暴力事案経過票(008)」中下段部分については、上記2-(4)と同一の理由により、実施機関が一部開示可能とした部分は法第78条第1項第7号に該当しないことから、開示すべきである。

その余の不開示部分については原処分どおり法第78条第1項第7号に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (6) 文書4「行政報告書(令和6年3月29日付け)」(1枚目)中「5連絡の趣旨」欄の4行目については、上記2-(4)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (7) 文書4「行政報告書(令和6年3月29日付け)」(2枚目)中「6連絡状況」欄の15行目から16行目までの一部については、上記2-(4)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (8) 文書5「行政報告書(令和6年4月1日付け)」(2枚目)中「5対応内容」欄の26行目から27行目については、上

記2-(4)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (9) 文書5「行政報告書(令和6年4月1日付け)」(2枚目)中「6備考」欄については、上記2-(4)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (10) 文書7「行政報告書(令和6年4月4日付け)」中「6回答に対する反応」欄の「(1)文書の訂正について」欄の一部については、上記2-(4)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (11) 文書7「行政報告書(令和6年4月4日付け)」中「6回答に対する反応」欄の「(2)禁止命令の進捗状況」欄の一部については、上記2-(4)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (12) 文書7「行政報告書(令和6年4月4日付け)」中「7今後の対応」欄の「(2)」欄については、上記2-(4)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 第1処分及び第2処分の妥当性について

上記のとおり法第78条第1項第2号及び同第7号の不開示情報該当性についての実施機関の判断はおおむね妥当であることから、第1処分及び第2処分についてはおおむね妥当であるが、別表の「審査会判断」欄で「開示すべきである。」と記載された箇所については開示すべきである。

4 第3処分の妥当性について

審査会は、説明員として出席を求めた実施機関に対して直接聞き取りを行ったところ、本件請求文書は作成しておらず、保有もしていない、とのことであった。

また、審査請求人の運転免許証の写真は関係書類に添付されておらず、そのデータはすでに破棄され、実施機関のサーバーも含めて現在は残存していない、との説明があった。

本件請求文書を作成・保有していないとする実施機関の説明に不合理、不自然な点があるとはいえず、これを否定するに足る事情も存しないことから、本件請求文書は不存在であると認められる。

上記のとおり実施機関は本件請求文書を保有していないのであるから、不存在による保有個人情報不開示決定という実施機関の判断は妥当である。